

令和元年8月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和元年8月9日（金）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第3.4委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	榎木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番		9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：8番 岡本 房雄

5、議事日程

- 第1 議第17号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 報告第3号 農地法第3条1項の規定による届け出について
第3 報告第4号 農地法第18条規定による小作解約に関する件
【合意解約】
第4 議第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件
第5 議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
第6 議第20号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件
第7 議第21号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局

皆様、こんにちは。

今日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は高森町農業委員会委員14名のうち13名が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

まずは、会長より御挨拶をお願いしたいと思います。

議長

はい。改めまして、こんにちは。

毎日の猛暑の中、農作業を御苦労様でございます。何分にも体が資本でございますので、水を補給したり、休憩をしたりしながら、病気にならないように留意をされて作業をしていただきたいと思います。

先の台風8号が若干の被害もあったんですけれども、まあまあ大きい被害がなくて通過をしてしまいました、良かったなど。ちょうどイネの穂ばらみ、出穂期でもあるし、心配しておりましたけれども、何とか通り過ぎましたが、次の9号、10号がかなり大きゅうございまして、九州に直接の影響はないかなとは思いますが、予断を許さないというような状況にございます。いろいろ自然現象でございますので、どうこう人為的にどうだこうだというようなことはなかなか難しゅうございしますが、できれば無害で終わってもらいたいなと思っております。

お忙しい中に総会にお出でいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから8月の総会を開きたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、このお手元の日程に基づいて総会を進めさせていただきたいと思っております。

第1 「議第17号」

事務局

高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員)

議長に一任。

議長

はい。一任ということでございますので、本日は9番の三森一男委員さんと、10番の甲斐正一委員さん、よろしく願いいたしま

す。

続きます、第2 「報告第3号」

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらのほうは相続の届けになりますので、事務局のほうから報告させていただきます。

内容につきましては4ページのとおりです。補足資料は2ページのとおりとなっております。

議長

相続の案件でございますが、何か御質問等ございませんでしょうか。何かございませんか。

(複数委員)

異議なし。

議長

ないようでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きます、「報告第4号」

事務局

農地法第18条の規定による小作解約に関する件について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

ただいま説明がございましたけれども。

事務局

すみません。事務局のほうからこちらの小作解約に関する件について、補足の説明をさせていただきます。

番号1については6ページから7ページのとおり、補足資料については4ページから6ページのとおりとなっております。

今回こちらの案件につきましては、後でまた農業経営基盤強化促進法で同じ物件の使用貸借の契約が出てきます。なぜわざわざ解約して、また新たに結び直すのかというところを補足説明させていただきます。

こちら、借受人の方、貸出人の方との関係は親子でございます。農業者年金の後継者移譲の年金をこの貸出人の方がもらわれていました、今まで。ただ、平成29年中にこちらお父さんのほうが農業所得の申告を御自分でなさってしまったために農業者年金が止まると。その修正申告等も不可能であるということから、遡って返還ということにはなるんですが、一度解約をして、また新たに今年の今から結び直すというようなやり方をされることになっております。

以上です。

議長

はい。解約の理由は今説明があったとおりでございますけれども、これについては、この親父さんが申告をしたということは何気なくやってしまったという感じでしょうか。

事務局

はい。それこそ、この後継者となっている方が、平日はほぼよそ

に仕事に行っていると。土日だけ耕作をするような形で申告等もする人がいなかったために農協への出荷とか申告も自分で行ってしまったということでありました。今後は、必ず後継者の人に申告をするようにというような指導をしております。

議長 分かりました。そういったことだそうでございますので、一応また再契約をするんだけど、双方合意のもとに解約をするということでございますが、何かございませんか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりにさせていただきます。

続きまして、「議第18号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この案件につきましては、番号1については3番の首藤委員さんに説明を求めます。

3番委員 3番の首藤です。

議第18号、農地法第4条審議資料として9ページですね。そして、転用目的は、車庫、資材置場、作業場、そして転用の理由として、熊本地震の影響による仕事の増加で車庫、資材置場、作業場が不足している。効率よく作業するために左記の施設を造成したいということです。補足資料としましては、別紙の7ページから9ページをご覧ください。

以上です。

議長 はい。今、首藤委員さんから説明がございましたけれども、いかがでしょうか。何か問題、御意見とかございませんでしょうか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ありませんということでございますので、番号1については決定をしたいと思います。

それから、番号2については9番の三森一男委員さんに説明を求めます。

9番委員 はい。9番、三森です。

議第18号、農地法第4条審議資料。

2番です。転用理由は公衆用道路ということで、まず自宅へ入るための進入路造成のために取得する分の持ち分をここに上げておられます。補足資料は、10ページから11ページをご覧ください。

事務局 補足の説明を事務局のほうからよろしいでしょうか。

こちらは、4条で2番の公衆用道路、住宅へ入るための進入路を

造成したいということですが、住宅はどこにあるのかと申しますと、これこの後、5条の審議案件でこの住宅転用の案件が出てまいります。この申請者の方の親戚の方の住宅を建設される予定となっております。

議長 自分の持ち分のもの、ちゃんと4分の1の持ち分ごとに申請されるというようなことだそうでございますが、ここ住宅はまだ1軒も建つとらん。

事務局 ここはまだこの1筆分ですね、ここを4筆に分けるような分筆を實際されておりますが、住宅はまだ1軒も建っておりません。今は耕作放棄地の状態となっております。11ページの写真の状態ですね、補足資料の。

議長 ということだそうですが、いかがでしょうか。何か御意見ございませんか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないというようなことでございますので、承認をいたします。

続きまして、「議第19号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 これにつきましても、先ほど話がございました。4分の3を除いた、残りの4分の1に対する申請でございます。9番の三森一男委員さん、よろしく願います。

9番委員 はい。9番、三森です。

議第19号、農地法第5条審議資料。

転用目的は、定年退職後に高森町に居住するため個人住宅を建設したいということです。また、近隣に商業施設もあるため、利便性に優れているためということです。また、先ほど公衆用道路につきましても、住宅に入るための進入路の造成ということで4分の1を取得するというところで上げたことでございます。よろしく願います。また、補足資料につきましても、13から14です。よろしく願います。

議長 ここは、ずっと数年来、何も植わつとらん。

事務局 作付けのほうは、4、5年されていないという状況です。

議長 今から家を建設するという前に道路だけを取得しておきたいというようなことのようにございますが、ようございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 異議がないというようなことでございますので、承認をいたします。

続きまして、「議第20号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらのほうも農業経営基盤強化促進法に基づく内容になっておりますので、事務局のほうで説明させていただきます。

まず、番号1については、13ページから14ページのとおりとなっております。補足資料は、16ページから21ページのとおりです。こちらは、先ほど小作解約の件で説明させていただいた案件となっております。契約期間は20年ですね。使用貸借の契約となっております。

続きまして、番号2。こちらは、14ページから15ページのとおりです。補足資料は、22ページから28ページのとおりとなっております。こちらも親子間の使用貸借の契約となっております。こちらのほうは、以前結んでいた契約が今年切れており、それを更新するような案件となっております。

続きまして、番号3につきましては、16ページから20ページのとおりです。補足資料は、29ページから37ページとなっております。こちらの内容につきましては、貸出人が今まで後継者の方に貸し出していました。その後継者の方が亡くなられましたので、この借り受けに出てこられる方は、この方はお孫さんになります。農業者年金を受けるための要件としまして、後継者を1年以内に再設定するというようなことが必要になってきます。今回たまたまこのお孫さんが後継者として実際農業をされているということから、この方に10年の使用貸借権を設定するような内容となっております。

議長

今、事務局から説明がございましたけれども、番号1から3まで使用貸借権の設定ということで、農業者年金関係、絡みですけれども、使用権の設定ということになっておりますけれども、何か問題があれば、御意見をいただきたいんですが。

9番委員

ちょっと1番の件に関してですが、先ほど説明がありましたが、現在は、親父さんじゃなくして、息子さんのほうが農業生産されているんですか。

事務局

1番の件ですかね。実際、誰がされているのかということですか。

9番委員

そうです。

事務局

実際は、ちゃんと聞き取りとかしたところ、息子さんがされていると。ただ、面倒な事務的な内容について、その息子さんがちょっ

となかなかしてくれない時期があったらしくて、それが平成29年度から始まったということで、お父さんのほうがよく調べずに自分でしてしまえばいいというようなことでされていたみたいです。農業者年金が止まるというのも、その農業経営を再開したら止まるということも知らなかったというような内容になっております。

議長
9番委員

ようございますか。

はい。

議長
(複数委員)

はい。ほかにはございませんか。ありませんか。

異議なし。

議長

はい。ないようでございますので、報告のとおりいたします。

続きまして、「議第21号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件。【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年8月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらのほうも農業経営基盤強化促進法に基づくものになっておりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

こちらは2件ありまして、どちらも中間管理を通した案件になります。

まず、番号1については中間管理機構との貸借、22ページのとおりとなっております。補足資料は、39ページから40ページのとおりとなっております。こちら、補足資料のほうには、貸出者から農業公社を通して〇〇〇〇〇〇〇さんが借り受けをするというような予定となっております。

続きまして、番号2、23ページ、最後のページをお開きください。こちらは、農地中間管理機構を通した売買用の案件になります。以前、こちら、農業公社のほうに売り渡しをされた方がおりまして、その方が売った農業公社がその土地を買い上げまして、それを今回、〇〇〇〇〇〇〇さんのほうに売り渡しをされるというような内容になっております。すみません、補足資料ですが、補足資料は、41ページ、42ページですね。この内容につきましては、800万円の譲渡所得の控除がこの農業公社を通した売買については特典があるような内容となっております。

議長

今説明をいただきましたけれども、番号1については、農業公社から〇〇〇さん。

事務局

〇〇〇〇〇〇〇〇です。

議長

〇〇〇〇さんに最終的には耕作を任せると。番号2については、売買で所有権を完全に移転するというような2件でございますが、何かございますか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、この報告のとおりにいたします。

以上をもちまして、今日の案件はすべて終わりました。
ありがとうございました。お疲れ様でした。

以下余白

令和元年8月9日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高 森 町 農 業 委 員 会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員